

平成25年度 第2回小松市入札監視委員会の審議の概要

開催日及び場所	平成25年11月28日(木) 小松市庁舎 低層棟4階 第3委員会室		
委員 (委員数4名) (出席者4名)	委員長 潮津 勇 委員 石田京子 委員 高見健次郎 委員 宮島昌克		
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 1者入札の取り扱いについて (2) 審議事項 審議対象案件の審議 (3) その他 ①審議の結果について 3 閉会		
審議対象期間	平成25年4月1日～平成25年9月30日		
抽出案件	5件		
工事	条件付き一般競争入札	5件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度 林道北谷線 開設工事</li> <li>・小松市公共下水道緊急輸送路マンホール浮上・管口対策工事(1工区)</li> <li>・小松市立第一小学校既存校舎解体工事(普通教室棟)</li> <li>・(仮称)科学交流館新築工事(電気設備)第二期</li> <li>・小松市民病院 無停電電源装置・直流電源装置更新工事</li> </ul>
	指名競争入札	—	
	随意契約	—	
委託	条件付き一般競争入札	—	
	指名競争入札	—	
	随意契約	—	
委員からの意見・質問 それに対する回答	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による報告 又は意見の具申	総合評価方式のあり方, 今後の対応について審議して行く。		

委員からの意見・質問，回答等詳細は次のとおり。

委 員	小松市事務局
<p><b>2. 議題</b></p> <p><b>(1) 1者入札の取り扱いについて</b></p> <p>○この検討の課程を見るとこの提案の通りで良いかと思う。この方法によると随意契約した場合の不都合な部分が解消されているので，折衷的に考えて現段階でベターだと思ふ。</p> <p>○1回目で入札有効とした場合，もしかしたら発注者側の不備ということも有り得るわけであり，1回目は取り止めて，再検討した結果，再度入札して検討するということですよ。それは必要なことであり，1回目でいきなり認めてしまうのもどうかと思う。</p> <p>○提案通りの方法しかないのではないかとと思うが，追加資料の無効とする場合の現実論の中にあるように2回目も1者しかない場合，自分でもわかるので，1回目よりも価格を上げてきたとしても有効とせざるを得ないというところに問題点が出てくるのではないか。</p> <p>○1者入札で取り止めた場合，業者はわかるのか。また，わかるとすればどの様な方法でわかるのか。</p> <p>○総じて合理的と書いてあるが，2回目は入札価格を上げるのではないかという懸念がある。2回目は競争相手が違うため競争は成立しているということになるのか。他に現実問題としてデメリットは無いのか。</p>	<p>●1回目で原則有効という考え方もあるが，1回目では指名や設計に不備があるのではないかということを確認するため取り止めず，2回目で1者の場合は有効としたことについて問題はないか。</p> <p>●指名の場合は1者だけ残し，それ以外の業者は外して別の業者に入れ替える。また，指名業者は事後公表であり，競争性は確保されていると思う。</p> <p>●1者の場合，取り止めた旨を入札した業者に電子入札システムで通知する。通知には入札心得第5条第2項によりと明記するため，入札した業者は自分以外の者がいなかったということがわかる。</p> <p>●指名に関しては1回目の入札は地域を考慮しており，そこで駄目であれば次は地域外の業者が指名されるということであり，地域は違うが2回目でも同等の条件の者で入札することは可能である。ただし，1回目に入札した者は2回目の入札も競争が少ないであろう予測は立つかもしれない。</p>

○設計内容が違となれば、違う業者を指名するのか。

○事務局の案を承認します。

## 2 (2) 審議事項

### 審議対象案件の審議

#### 一般競争入札

#### ①平成25年度 林道北谷線 開設工事

○入札した業者が2者ということだが、この参加者数は事務局が当初から想定していたような数だったのか。それとも、特殊な工事であるため、あまり参加はして来ないであろうと予測していたのか。

○特殊工事でこの業者でしかできないということはないか。

○入札参加可能業者に対して参加者数が少ない。もう少し入札者数が多くても良いかと思っただが。補強土工の経験がある業者に絞るとあまり無いということか。

○今回総合評価で大きな差がついているが簡易な施工計画で、10点満点中、2点と8点という両極端な結果になっているのはどうい理由からなのか。

○提案のところでは、経験が無いと点数が取り難い。そういう背景の工事であることがわかった。

●工期の変更や設計上欠落していたものがあるということで金額が変更するということであれば設計上の不備なので2回目も同じメンバーを指名する。

●林道北谷線の工事は毎年継続落札しているため、一般競争入札の参加者数は少ないことが想像される。総合評価でも補強土工の実績が評価対象となっており、この工法の工事も小松市では実績があまり無く、他の業者は評価点の上で有利な状況にはなりにくいということはある。

●いいえ。小松市で施工事例が無いだけで、工法自体は標準的なものである。

●ここまでの規模の補強土工はなかなか無い。特に経験が無くても参加は出来るが、そこで1点加点されるか否かでは確かに差はできる。

●担当者が思っていた意図の提案がなかったということで評価が低かったということである。

**②小松市公共下水道緊急輸送路マンホール浮上・管口対策工事（1工区）**

○特殊工法ということになると、組合員や協会員である同じ業者だけで今後も入札が行われるのではないかと危惧している。なぜなら、その工法を用いるには組合や協会に入らなければならない、しかし、入るためには既に所属している人の推薦が無いといけないという腑に落ちない部分が見えてきており、そういう点が問題となっている。また、通常の工法と今回の特殊な工法について、工法や価格の面での違いについて伺いたい。

○安くて耐震性も有り、良い工法であるとなると、市としてはこの方法を採用し実施したいと思うが、小松市内ではフロートレス工法の協会に登録している業者は3社、マグマロック工法の協会に登録している業者は4社しかなく、市内で条件を鑑み入札するとなればこれだけの業者しか参加することが出来ないというところが問題であるということではないかと思う。

○協会に入るための研修等の内容というのは相当難しいものなのか。

○技術水準として、設置すること自体はそれほど難しい技術を要するものでもないのか。

○製品そのものに特許があるのかと思うが、購入した後の施工技術にも特許があるのか。

●今回の工法は非開削ということで、道路部分を掘らずに行うことができる簡単な工法であるため、交通の安全性も確保できる。また、価格も安価であるため、発注者としてはこれを選ぶべき工法である。

●小松市外の業者にも及ぶように条件を付ければ対象は広がる。また、担当課としては工法を変えるつもりは無い。

●物が優れているのであって、施工技術そのものが高度なわけではないと思われる。

●これ以外の新工法というのはたくさんあり、費用や歩掛などももう少しオープンに公表されているのが一般である。自分で施工出来なくても下請けに大体いくらで交渉しようかというのがあるが、この工法についてはブラックボックスな部分があり、いくらくらいで出来るかというところが会員でなければわからず、会員が施工業者ということになってくる。

●施工の条件も付いた、工法も含めての特許であると思われる。

○入札手続きそのものは特に問題は無いかと思うが、そこから発展する、この物を施工するという時の問題点について議論したい。

○特許についても恐らくやり方自体の特許のようなものであり、特許権者が許可しなければ駄目であるということも仕方がない。

○落札した業者は2つの工法のうち、1つの工法のみ登録しているのか。

○この2つの工法は必ずセットなのか。

○別紙資料にあるように、協会員になるには、地方支部会員の推薦が必要であるというのは両方の協会に共通しているのか。また、それは同じ市内の会員でないと紹介できないということか。

○間接的な紹介制度のように感じ、そこが問題なのではないかと思うが。

○この委員会で与えられた情報や条件の中では結論付け難いが、少なくともこういうものについては競争の原理は作動していない。

○一番初めにコンサルタントに業務委託をし、工法を決定したということであるが、このような液状化対策の工法が出ているのはここ10年の新しい技術であり、様々な

●はい。元請けであっても非協会員であっても下請体制で施工は可能ということで、協会員であることを入札で指定する必要は無いと考えるが、それで良いか。

●少し矛盾しているところだが、今回の工事はフロートレス工法とマグマロック工法が同時に含まれる。フロートレス工法の業者とマグマロック工法の登録業者はそれぞれ違うわけだが、1つの工事に特許が2つあるので、片方の工法は自分のところでは出来ず、結局は下請けで他の協会員を使うことになる。そうであれば、元請業者も元々非協会員であり、それぞれの協会員を使うということになる。

●セットではない。

●両方の協会に共通しており、同じ市内の業者の推薦が必要であると聞いている。

●市としても意見を言う必要があると考えている。

●今年度はもう発注は無いが、来年度にむけて何か方策を検討しなければならないと思っている。

●価格としては一番低い価格の工法で設計し、工法は受注者に任せるということで、本来そうしなければならなかったと思う。設計書では明らかにマグマロック工法になっているが、仕様

工法が認定されており，工法を決めて発注する必要があったのか。

非開削工法で液状化浮上対策工事をといて条件を設定するということにはできなかつたのか。

工法を指定した結果，このような問題が発生したのではないのか。

○認定されていて安心感のある工法であるとは思いますが，他の方法もたくさんあるのではないかと思う。条件をたくさん付け，それを満たすものであれば良いのではないかと思う。

○これに準じた性能で施工できる業者はあるのか。そうであれば発注者側が工夫して発注しなければならない。

○実際に今回と同じ結果になったとしてもオープンな競争の結果ということで納得いくのではないのか。

○入札の条件を広げても最終的にはその工法が特定されるということであれば，それについては大丈夫なのか。また，これ以外の工法が選ばれても大丈夫なのか。

○一般論で良いだろうということではなく，他の工法についてもある程度情報として揃えているのか。

○入札条件を少し変えることによって技術も確立された同じような製品を購入できる可能性があるとするならば，事務局は業者が特定されるような線引きはせず，もう少し入札方法を工夫しなければならない。

書の中でこれに準じた工法で行うようにということを示せば良かったのかもしれない。

他の工法でも同等な性能さえ確保できれば良い。しかし，非開削工法というところではマグマロック工法だけだと聞いている。

●金額の大小があるので，小松市に合っているかどうかは別として，液状化対策工法はたくさんある。

●可能性はある。

●最低条件さえ示し，工法は任せるというやり方で行うことになる。

●高いかもしれないが性能が確保されるのであれば問題はない。

●コンサル段階の比較検討の中でいくつかの工法が挙がっており，その中で一番経済的なものを採用した。性能としては同じ性能を発揮できるというレベルで比較している。

**③小松市立第一小学校既存校舎解体工事  
(普通教室棟)**

○白江町の業者のため、業者同志が譲りあったという結果がでているのか。

○競争が無いであろうということが読める状況が良くない。

○落札した業者が他に競争相手はいないだろうと予想することについて、どの程度予想に基づいたところなのか。

○工事場所が営業所の近くだから、そこが請け負うだろうという話を聞くこともあるが、必ずしもそうではないこともある。  
このような傾向は例えば半径100m以内に営業所があれば慣行的にそうなっているなど、どういった場合に見られるのか。

○解体工事というと単価も出し易く、あまり利益も出しにくい工事なのか。

○解体工事そのものは難しいものでなく、他の業者も参加できる工事である。それなのに1者だけの参加であった。他の同じような解体工事があった場合に地域性や工事などどういうデータが出るか、過去やこれからの案件について調べる必要がある。今回のことは委員会としては疑問であり、他の解体工事に注視していただきたい。  
この案件について入札課程については問題ない。

●参加しないという選択だと思う。

●1者入札でも競争している価格で入札していれば問題はないのだから、今回の入札の結果は、落札率が高い。

●予想はしたのだろうが、なんとも言えない。

●慣行的ということはない。必ずしもそうでないこともある。

●処分に費用を掛けずに出来る場所は利益が出ると思う。

●わかりました。

**④（仮称）科学交流館新築工事（電気設備）  
第二期**

○評価調書で小松市の過去3年間の工事成績評定の平均点が7点になっているが、現在の基準の4点とは違うのか。この時の基準で計算してみたら、4,163万円以下でないと勝てない。それでは300万円以上差が出るため、やはり競争できない状況である。仮に4点だとどうなるか。

○小松市の過去3年間の工事成績評定の平均点、3年間ということや、この評価項目が規定された主旨について知りたい。小松市に対する貢献度ということなのか。

○新規参入で勝ち取ろうとするにはかなりハードルが高いということになるが、それはしょうがないとわりきるのか、もう少し門戸を開くようなやり方を検討できるのかということである。

○今回P201の評価結果でCPDやボランティアはほとんど0点で、競争になっていない。

この総合評価の評価項目は土木工事向けに作られているという印象が強く、電気工事ではほとんど差が出ず、結果的に実績の7点が効いている。業種別に評価すべき項目が違うという制度作りも必要になってくるのではないかという思いもする。この点については、国でも県でもやっていないが、いつもそのような感想を言っており、今回もその辺りがどうにかならないかという感想である。

○0点のところにももう少し比重をかけてはどうかということについて、事務局も配慮しても良い項目であるならば、それは検討するよう我々の意見として挙げる。

●7月1日から変わり、本件は旧の基準で7点である。現在の基準の4点だと、4,300万円ほどである。

●はい。過去何年というのは他の自治体でも2～3年の範囲で、大体3年であるため小松市も3年間の工事实績の平均とした。

●施工提案型であれば提案で挽回できる要素が出てくるかと思うが、今回は実績型なので難しい。

●言われる通りであり、ある程度パターン化して行っている。工事ごと、業種ごとにもう少し中身に差をつける項目も選定すべきかもしれない。



他の項目で挽回できるようにしておけば、広く門戸を開くことになり、これは大事なことであるので検討して欲しい。

### ⑤小松市民病院 無停電電源装置・直流電源装置更新工事

○低入札価格調査のところを確認するために選んだが、判定表により適切と判断した。

○仮に、この業者が失格基準価格74,625,000円で入札していたらどうなるのか。

○制度がこういう制度だからと言えば、それまでだが、この業者は入札価格を下げて入札することができない状態である。前の案件も低い価格で入れてきており、市民の税金の面から言えば低い方が良い。失格基準価格を入れても勝てないということについて説明できるのか。

○逆転したことによって180万円高いものを発注したという結果になる。そこが小松市の過去の工事の配点で逆転した。それが逆転するだけの値があるのかどうかということになり、過去の実績の配点はどういう主旨からできたものなのか。

○一般的に言うと、過去にたくさん実績のある業者とそうでない業者で信用も少し違ってくるということで、それは品質に対する信頼というものがある。例えば小松市中だけで判定するよりももう少しエリアを広げてはどうか。あまり逆転する案件がた

●それでも勝てない。

●総合評価が始まった時から価格だけではなく、品質なども加味するということである。では品質を何で判断するのかということについては国交省から工事成績評定点が一つの企業の評価になると示されている。実績型においては大体が工事成績評定点は価格以外の評価点の中核を占めるというのが一般的なマニュアルで出ていた。基本的にはマニュアルを参考にしてこの辺りが妥当だろうということを決めているだけであり、何をもって評価するのかということになる。

●言われる通りであり、電気工事で同じように土木工事のものを当てはめることに問題点があるのであって、電気工事ならエリアを県内の実績などに広げて行うことに今後、検討する必要があると思われる。

くさん出てくると疑問は出てくる。今回も180万円の市税はもしかしたら安くなるわけで、前の案件については300万円であり、他にもこういうものがたくさん出てくるようなら問題である。

なぜ、小松市だけの工事实績で行っているのか、地元の企業育成の面もあるのか、ただ大手の業者なのでどうかということか。

○災害活動のところでは小松市に本店が無くても、4項目とも該当できるものなのか。

○これだけ問題点が出てくると疑問視する。検討の余地があるため、今後検討してはどうか。価格が安い方が良いが、品質管理も必要となり、調整を図るのだろうが、市民が納得できる理由付けになっているのかどうかというところを検討していただきたい。もちろん市政全般との兼ね合いで考えなければならない。

○工事成績の件だが工事成績は品質確保には非常に重要で、特に土木一式工事では実績が多い業者はプラスアルファを与えるということで良いが、電気工事ということ、小松市発注工事に限っているということ、過去3年間という制約を設けると品質管理でないところの問題が大きくなる。

○今回委員会からたくさん提案が出ているので集約し、次回、市の方としてはどうかということをも具体的にではなく、これは検討するということや、どういう方向で検討するのかというところまで整理して示していただければ有り難い。

●小松市に本店が無くても小松市と防災協定や判定士の雇用はできる。しかし、除雪の業務委託や消防団協力事業所の認定の有無についてはやはり土木に特化した話になり、今回のような案件やJV、県外、県内全体を対象とした場合は合わないというところがあるので、その辺りは改めたいと思う。

●参考にさせていただき、検討したいと思う。

●次回は年度が替わり、平成26年度の入札制度改正もあるので、今回のご意見を参考にした中で制度改正したものを見ていただくということになるかもしれないが、十分に今回のご意見は参考にさせていただき、取組みたいと思う。

●今回は各案件でご指摘をいただき、有難うございました。また、入札心得の内容も変更させていただきます。

--	--